

学校法人明治薬科大学の望ましい理事像

学校法人明治薬科大学の理事は、私立学校法に定める基本的資格（私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望）を有する者であって、建学の精神を礎に、大学経営・教育研究・財務運営・人材育成の全分野において、ガバナンスと倫理を両立させる中核的リーダーである。

私立学校法において、理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者と規定されている。学校法人明治薬科大学の理事は、上記の条件に加え、建学の精神を礎に、大学経営・教育研究・財務運営・人材育成等の全分野において、私立学校法の趣旨を踏まえて、理事・理事会・監事及び評議員・評議員会の権限分配（役割分担）を理解するとともに、建設的な協働と相互牽制の確立を図り、ガバナンスと倫理を両立させる中核的リーダーとなる。さらに、社会の変化に柔軟に対応し、改革を恐れず、誠実な対話と行動力によって大学の未来を共に創造できるアントレプレナーシップを備えた人物が望まれる。加えて、理事としての職責遂行に必要な経営的視点と実務的力量を備え、企業や大学（他大学含む）・病院・薬局・公的機関・地域等における理事の業務に資する一定以上の職位による経営・管理運営の実績を有する者であって、大学の会議・行事等に優先的に出席可能な者が望ましい。

1. 建学の精神と法人理念の理解

本法人の寄附行為及び経営・運営方針を十分に理解し、建学の精神を踏まえた高い倫理観と公益性に基づいて法人運営に参画できること。

2. 維持員制度と伝統の理解・継承

本学独自の維持員制度及び法人の伝統を深く理解し、その理念を将来にわたり建設的かつ発展的に継承できる視点を有すること。

3. 戦略的思考と経営判断力

中長期的視点から財務・人材・教育研究体制を見通し、経営経験に基づく判断力で持続的発展に向けた意思決定を行えること。

4. ガバナンス強化と善管注意義務の実践

理事会の構成員として、法令順守と説明責任を徹底し、透明性の高い法人運営を推進するとともに、特定の利害に左右されず、公正中立な判断により、大学経営・運営全般の健全性を守る行動ができること。

5. 課題発見と改革推進力

現場の課題を的確に把握し、経営実績に基づく実行力をもって改善・改革を推進できること。

6. 教育・研究の本質理解と支援的視点

本学の教育・研究の特色を理解し、質的向上と社会的価値の発信に寄与すること。

7. 組織内協調と説得力あるコミュニケーション

教職員との信頼関係を重視し、改革を円滑に進めるための説明力・統率力を備えること。

8. 行動力と自律的判断力

社会において培った組織運営の経験を活かし、積極的に調査・提案・実行する行動力を有すること。

9. 社会変化への対応と外部ネットワーク活用

産学官連携・地域連携を推進できる実践的ネットワークを有し、新しい知見を導入できること。

10. ステークホルダーとの信頼構築

政治・宗教的中立性を保持し、多様な関係者と誠実に対話できること。

11. 全体最適への俯瞰的視野

ハード（施設）・ソフト（教育・人事）両面から全体最適を志向する判断力を備えること。

(令和7年12月19日 臨時理事会 制定)